

警報発令時等の子育て支援施設における事業の実施について

気象警報が発令されたときや地震が発生したときは、市民の皆さんの安全を考慮し、子育て支援施設における事業の対応を以下のとおりとします。(令和6年9月から)

【警報が発令されたとき】

柏原市、もしくは柏原市を含む地域において、「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」が発令されている場合は、下表のとおり対応いたします。

■子育て支援センター「スキップ KIDS」

	教室・講座など	施設開放
午前8時の時点で、警報が発令中の場合	午前の教室・講座は中止	
正午(12時)の時点で、警報が発令中の場合	午後の教室・講座は中止	午後の施設開放は中止

■つどいの広場「ほっとステーション」・「たまてばこ」

	施設開放(一時預かり・講座などを含む)
午前8時の時点で、警報が発令中の場合	午前の施設開放は中止
正午(12時)の時点で、警報が発令中の場合	午後の施設開放は中止
警報が解除になった場合	解除になった時点から施設開放を行います。その場合でも、つどいの広場の開館時間(午前9時30分~12時、午後1時~4時)に変更はありません。

※1 いずれの施設も、開館時間中に警報が発令された場合は、その時点で事業を中止します。その場合、安全に留意してお帰りいただきます。ただし、帰宅途中の安全面を考慮し、天候やその他交通機関の運行状況などから施設内での一時待機を促す場合があります。

※2 警報の発令により事業・施設開放を中止している場合でも、電話相談や電話による問い合わせ対応は通常どおり行っていますので、遠慮なくご連絡ください。

【地震が発生したとき】

- ・震度5以上の地震が発生した場合は、すべての事業を中止します。
- ・震度5未満であっても建物の被害状況、道路状況等により中止する場合があります。
- ・事業の再開については、施設の被害状況を確認し、安全が確保できた施設から順次再開していきます。